

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年12月 5 日（水）  
午後 4 時00分
- ・ところ 魚津市役所第 1 会議室

## 議 事

- 第 1 議案 第 37 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 38 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年12月5日(水)

2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

1番 北田 直喜      2番 谷越 彦茂      3番 沖本 喜久雄

4番 野崎 努      5番 小坂 芳夫      6番 谷口 敬蔵

7番 石坂 誠一      8番 中山 修      9番 徳本 久邦

10番 原 武雄      11番 関口 たず子      12番 中田 登與志

13番 中島 悦子      14番 杉山 篤勇

5. 総会に欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 4名

下中島地区 吉崎 道隆      上中島地区 溝口 敏正

下野方地区 稲盛 保雄      加積地区 畠山 勇

7. 議事録署名委員

11番 関口 たず子      12番 中田 登與志

8. 総会に出席した職員

事務局長 浦田 誠      庶務係長 五十嵐 孝

主任 杉本 ゆき子      主事 高木 宣行

主事 横田 悠介

---

【開 会：午後4時00分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度12月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、11番関口委員、12番中田委員にお願いいたします。

議案第38号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定についてですが、申請案件は小坂委員の親族が経営する会社が譲受人となっておりますので、農業委員会法第32条の規定に基づく議事参与の制限により、小坂委員には、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(委員退席)

杉山会長：それでは事務局から説明をお願いします。

高木主事： 議案第37号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定についてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。

【議案第37号 議案書をもとに朗読】

以上、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので本案件の事業計画変更申請に問題はないものと考えられます。

杉山会長： 続きまして現地確認委員の説明をお願いします。

谷越委員： 一般住宅ということで許可が出ておりますが、資材置場に計画変更するということで、両隣にも了解を得ていることを確認するように事務局にお願いしたところであります。了解を得られているところで、特に問題無いと思います。

杉山会長： ただいま地区委員からの説明が終わりましたが、地区担当推進委員も出席しておられますので、何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第37号は意見決定いたします。

(委員入室)

杉山会長： 議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。4ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は5件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は下中島地区1件、上中島地区1件、下野方地

区1件、加積地区2件、合計面積が5,234㎡です。それでは5ページの総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第38号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

石坂委員： 先ほど事務局から説明のあったとおり、駐車場が必要ですので何の問題も無いと思います。

野崎委員： 8号バイパスにより分断された農地で、宅地にも隣接しております。問題無いと思います。

北田委員： 既に違反転用されておりますのでやむを得ないと考えております。

小坂委員： 4番については、家具職人でありますので、作業場も必要ということで問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第38号のうち1番から4番までの意見決定いたします。

受付番号5番について、先ほどと同様に農業委員会法第32条の規定に基づく議事参与の制限により、小坂委員には、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(委員退室)

杉山会長： 何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第38号の5番について意見決定いたします。

(委員入室)

杉山会長： 議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明を求めます。

杉本主任： 議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年11月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。8ページが総括表になります。今月の案件は、1議案14件で、全て農業者間で直接利用権設定を行う相対であります。新規と再設定の内訳は、新規が3件3筆2,692㎡、再設定が11件23筆34,293㎡です。全て合わせますと、14件26筆36,985㎡です。

以上の計画は、農用地の利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第39号は総括表記載のとおり決定いたします。

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 5 時15分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね90haの一団の農地の中にありますので農地区分は第1種農地と判断します。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	申請者は、川縁公民館の土地所有者で地区を代表しての申請です。川縁公民館には駐車スペースがほとんどなく、会合等をするうえで不都合でしたので、利用者の駐車場敷地18台分として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金（地区資金）でまかなう計画であり、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 雨水排水については、集水桝を設け、申請地東側接する市道の下を通って既存水路に放流する計画で周辺に与える影響はないものと考えられます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね90haの一団の農地の中にあますので農地区分は第1種農地と判断します。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	申請者は、既存敷地内の駐車区画に工場を拡張したため、社員及び出入事業者の駐車場66台分として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金でまかなう計画で残高証明書を添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を設け、隣接農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。また、砂利敷として整備する予定で、雨水排水については、自然浸透及び自然勾配により申請地北東に設けた油水分離層に集水し放流するため問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号3番  
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、住宅用地等の連担している土地に近接し、10ha未満（5ha）の農地の集団規模にある区域内にある市街地化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。 転用許可基準は既存地拡張です。	
転用目的	申請地は、従業員の増加による慢性的な駐車場不足に対応するため、既存地を拡張し、駐車場敷地30台分として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら無断転用していましたが、その旨を反省し、今後は農地法を遵守する旨の始末書を添付されています。無断転用ですでに造成済みであり、必要な資金については、かからないものとして問題ないと考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場敷地を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	無断転用であり、新たに造成・建築することはありませんが、雨水排水については現状どおり隣接する既存水路へ放流する計画で、周辺に被害を及ぼすことはないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号4番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	農地区分は、申請地が上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に清流小学校の教育施設、吉島内科の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	申請地は、現在アパート暮らしをしていますが、今年、子どもの誕生と父が高齢になってきたことから実家近くの父の所有地に住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画ではありますが、融資可能証明書が添付されており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅敷地として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、農地への被害が及ばないように配慮する計画です。また、生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水排水は前面道路の既存側溝に放流する計画であり、周辺に与える影響はないものと考えられます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号5番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね25haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	申請者は土建業を営んでいますが、残土や作業用車両を自宅敷地内に保管しており、出入や農作業の妨げとなっているため、同地区内の申請地を新たに資材置場敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、全て自己資金でまかなう計画で、残高証明書が添付され必要な資金を確認しており適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は資材置場敷地として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁が設置されております。また、雨水排水については地下浸透のほか前面水路に放流する計画で、生活雑排水は発生しませんので、周辺に与える影響はないものと考えられます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		